

独立監査人の監査報告書

令和6年7月5日

全国健康保険協会

理事長 北川 博 康 殿

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 村 彌 角
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 道 良 幸
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、健康保険法第7条の29第1項の規定に基づき、全国健康保険協会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第16期事業年度の健康保険勘定及び船員保険勘定に係る勘定別財務諸表（健康保険勘定及び船員保険勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類を除く。以下同じ。）、すなわち、健康保険勘定及び船員保険勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の健康保険勘定及び船員保険勘定に係る勘定別財務諸表が、健康保険法、船員保険法、全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全国健康保険協会の各勘定の令和6年3月31日現在の財産の状況並びに同日をもって終了する事業年度の損益の状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、全国健康保険協会から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における全国健康保険協会の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、健康保険法、船員保険法、全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における全国健康保険協会の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、健康保険法、船員保険法、全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<健康保険法が要求する利益の処分に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する監査意見>

監査意見

当監査法人は、健康保険法第7条の29第1項の規定に基づき、全国健康保険協会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第16期事業年度の各勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び各勘定に係る勘定別決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類は、法令に適合して作成されているものと認める。
- (2) 事業報告書のうち会計に関する部分が、会計帳簿の記録に基づいて作成されているものと認める。
- (3) 各勘定に係る勘定別決算報告書は、健康保険法、船員保険法及び全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令に準拠して作成されているものと認める。

理事長及び監事の責任

理事長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類を作成すること、全国健康保険協会の事業報告書のうち会計に関する部分を会計帳簿の記録に基づいて作成すること及び健康保険法、船員保険法及び全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令に準拠して決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における全国健康保険協会の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類が法令に適合して作成されているか、事業報告書のうち会計に関する部分が会計帳簿の記録に基づいて作成されているか及び決算報告書が健康保険法、船員保険法及び全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令に準拠して作成されているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

その他の事項

事業報告書に記載されている事項のうち第 5 期事業年度の会計に関する部分は、他の監査人によって監査されている。他の監査人は、当該事項に対して平成 25 年 6 月 26 日付けで事業の状況を正しく示しているものと認めている。

利害関係

全国健康保険協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上